盛岡市中央卸売市場における売買参加者について

1　売買参加者について

売買参加者は、盛岡市長の承認を受けて、卸売業者又は仲卸業者から品物を買い受けることができます。

2　承認の要件

申請者（申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の業務を執行する役員）が破産者で復権を得ないものではないこと、かつ、次の各号を満たす必要があります。

(1) 満18歳以上の者であること。

(2) 取扱品目の部類ごとに２年以上、市場における取引経験のある方又は同等以上の経験を有する従事者がいること。

(3) 取扱品目の部類に属する物品の過去1年間における買受実績又は向う１年間の買受見込みが400万円以上であること。

(4) 市町村税の滞納がないものであること。

(5) 営業資金60万円以上有すること。

(6) 水産物部にあっては、食品衛生法による保健所長の営業許可を受けていること（ただし、許可なく営業できる場合を除く。）。

3　取引バッジの着用

(1) 売買参加者登録の手続きの際に、取引バッジ交付申請の手続きをし、交付を受けてください。また、売買参加者が補助員を必要とする場合も同様に手続きをし、交付を受けてください。

(2) 卸売場内では所定の帽子を着用し、開設者から交付を受けた「取引バッジ（売買参加者番号が表示された表示板）」を帽子の正面に着用してください。

4　登録有効期間

売買参加者登録の有効期間は市長が定める３年以内の期間です。

5　登録の更新

更新手続きの案内が届いたら、更新手続期間内に手続きを行ってください。

6　名称等の変更及び再交付の手続き

登録申請書の記載事項に変更が生じた場合や売買参加者登録をやめる場合、取引バッジを亡失した場合などは届出が必要になります。

7　登録の取消し等

(1) 売買参加者が次の欠格要件のいずれかに該当した時は、登録を取り消します。

・破産者で復権を得ないもの

・卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しないもの

・市場外に主たる事務所を有していない者であるとき。

(2) 売買参加者が、次のいずれかに該当するときは登録の取消し又は入場の規制その他必要な措置をとることがあります。

・市場の秩序を乱したと認められるとき。

・その他市長が認めるとき。

8　その他

(1) 駐車場は、売買参加者指定の駐車場をご利用ください。

(2) 買受代金の支払義務等あらゆる市場取引のルールを遵守してください。

各種手続き・お問い合わせは
盛岡市中央卸売市場　業務課　業務係
受付場所　市場管理事務所（本棟３階）　電話（019）614-1000
なお、各種手続きの受付時間は
休市日を除く　８：30～12：00　13：00～16：30　です。

20240709

売買参加者の登録にかかわる提出書類について

【新規手続の提出書類】

≪申請者が法人の場合≫

① 売買参加者承認申請書
② 定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
③ 役員及び売買に参加する者の写真２枚（代表以外の役員は１枚）及び履歴書
④ 代表者の身分証明書
⑤ 貸借対照表及び損益計算書（直近のもの）又は事業計画書
⑥ 市区町村税の納税証明書（直近のもの）（市区町村民税、固定資産税）
⑦ 営業所所在地見取図
⑧ 保健所の営業許可書の写し又は証明書（水産物部のみ）
⑨ その他市長が必要と認める書類

≪申請者が個人の場合≫

① 売買参加者承認申請書
② 申請者及び売買に参加する者の写真２枚（代表以外の役員は１枚）及び履歴書
③ 申請者の身分証明書
④ 仕入計画書又は仕入実績調書
⑤ 資産調書
⑥ 市区町村税の納税証明書（直近のもの）
（市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税）
⑦ 営業所所在見取図
⑧ 保健所の営業許可書の写し又は証明書（水産物部のみ）
⑨ その他市長が必要と認める書類

【更新手続の提出書類】

① 売買参加者承認更新申請書
② 仕入実績調書
③ 売買に参加する者の写真２枚
④ 市区町村税の納税証明書（市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税）

※ 納税証明書は、課税されている分のみ提出してください。国民健康保険税は個人の申請の際、申請者が世帯主である場合に対象になります。申請者が世帯主でない場合は、申請書に世帯主名を記入してください。

※ 代表者以外に売買に参加する者がある（又は辞退する）場合は、このほか取引バッジ交付申請書（辞退する場合は取引バッジ返還届）も提出が必要です。

【その他名称等変更取引バッジ関連の提出書類】

・名称変更等届
・取引バッジ交付申請書
・取引バッジ再交付申請書
・取引バッジ返還届
・取引バッジ紛失届

20240709

No. 3

売買参加者の承認に関する取扱要領

（趣旨）

第１　この要領は、盛岡市中央卸売市場業務規程(以下「規程」という。)第31条第１項に規定する売買参加者の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（承認の要件）

第２　業務規程第31条第４項第２号に規定する必要な知識及び経験又は資力信用を有する者とは、次の各号を満たす者とする。

(1) 満18歳以上の者であること。

(2) 取扱品目の部類ごとに２年以上、卸売市場法に規定する卸売市場において、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人等としての経験を有する者、又は同等以上の経験を有する従事者がいること。

(3) 本市場からの取扱品目の部類に属する物品の過去１年間における仕入実績額、又は向こう１ 年間の仕入見込み額が400万円以上であること。

(4) 市町村税（原則として、住民税、固定資産税及び国民健康保険税とする。以下同じ。）の滞納がない者であること。

(5) 営業資金を60万円以上有すること。

(6) 水産物部にあっては、食品衛生法による保健所長の営業許可を受けている者であること。（ただし、許可なく営業できる場合を除く。）

（申請書に添付する市長が必要と認める書類）

第３　規則第13条第２項第３号に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 仕入実績調書又は仕入計画書

(2) 営業場所の所在地見取図

(3) 申請者の本籍地の自治体が発行する身分証明書

(4) 申請の日において取得できる申請者の直近２年度分の市町村税の納税証明書

(5) 水産物部にあっては保健所長の営業許可証の写し又は証明書

２　規則第13条第３項第６号に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 営業場所の所在地見取図

(2) 代表役員の本籍地の自治体が発行する身分証明書

(3) 申請の日において取得できる直近２年度分の法人の市町村税の納税証明書

(4) 水産物部にあっては保健所長の営業許可書の写し又は証明書

（申請手続）

第４　市長は、業務規程第31条第１項に基づく売買参加者の承認について、毎月10日までに申請のあった者に対し当該月の月末までに承認しなければならない。

（更新の要件）

第５　売買参加の承認の更新に必要な要件は次のとおりとする。

(1) 卸売業者等からの仕入実績額が更新の日の属する年度の前年度に400万円以上であること。

(2) 市町村税の滞納がない者であること。

(3) 買受代金の支払が完済されている者であること。

２　第２第３及び第４の規定は、売買参加者の承認の更新において準用する。

（意見聴取）

第６　市長は、売買参加の承認に当たっては、卸売業者及び仲卸業者又は規則第25条第２号に定める精算代払い機関の意見を聞くことがある。

（承認）

第７　市長は、売買参加者を新規に、又は更新の承認をしたときは、申請者及び市場関係者に通知するほか場内に掲示をするものとする。

附　　則

この要領は、昭和51年７月１日から施行する。

附　　則

この要領は、平成８年２月１日から施行する。

附　　則

この要領は、平成17年３月７日から施行する。

附　　則

この要領は、平成17年４月21日から施行する。

附　　則

この要領は、令和２年６月21日から施行する。

No. 2

取引バッジの交付に関する取扱要領

（趣旨）

第１　この要領は、盛岡市中央卸売市場業務規程施行規則(以下「規則」という。)第19条及び第23条に規定する取引バッジの交付に関する取扱を定めるものとする。

（着用の位置）

第２　規則第19条第２項に定める取引バッジの着用は、帽子の正面とし、他人が見て明確に識別しやすい位置とする。

（取引バッジの種別）

第３　取引バッジの種別は、次のとおりとする。

	青　　果　　部			水　産　物　部		
	番　　号	台　色	文字色	番　　号	台　色	文字色
仲卸業者	700 ～ 980	黄　緑	黒	1 ～ 99	白	黒
売買参加者	100 ～ 499	白	黒	100 ～ 999	白	黒

＜注＞　　寸法　７．０cm　×　１３．０cm

（補助バッジ）

第４　仲卸業者及び売買参加者が、補助員を必要とする場合は、補助バッジ交付申請書に当該補助員の履歴書及び写真を添付して市長に提出しなければならない。

２市長は、前項の申請があったときは、市場取引に支障がないと認めるときは取引バッジを交付 するものとする。

３　補助員に取引バッジを交付するときは、実費を徴収するものとする。

４市長は、第２項の規定により交付する取引バッジが補助員に交付するものであることがわかる ようにしなければならない。

第５　規則第19条第２項及び第３項並びに第２、第３及び第４の規定は、仲卸業者又は売買参加者の補助員の取引バッジの交付について準用する。

附　　則

この要領は、昭和51年７月１日から施行する。

附　　則

この要領は、平成８年２月１日から施行する。

附　　則

この要領は、平成24年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、令和２年６月21日から施行する。